⑵　その他の森林については、主伐は、択伐による。

⑶　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑷　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐南区沼田町大字吉山字大利蔵五二四の一、五三三から五三五まで、五三八、五三九の一、五四〇の一、四九二、四九四、四九七の一、五〇七、五〇八、字森屋ケ谷一〇九三、安佐北区大林町字井手ケ迫一七六六、一七八三、字坪一七三〇、一七三一の一、一七三二の二、一七三三、一七六二、安佐北区白木町大字三田字下栗原二四五二の一、二四五二の五、二四五二の六、二四七六、二四七七の一、二四七七の二、字栗原二四八三、庄原市東城町福代字八幡山八三、八四、八六から八九まで、九六から九八まで、字金坪沖一一六、福山市神辺町大字川南字松茸山一八一の一（次の図に示す部分に限る。）、字長畑山一九八の二、水呑町字西ノ奥一七三の一、字中村奥一七八、山野町大字山野字下原谷川東一五三九から一五四一まで、神石郡神石高原町小野字高田五七九一の一、五七九五、五七九六の二、安芸高田市八千代町勝田字隠地五三五、五三五の四、五三六の一、五三七の一、五四九の二、五四九の三、五四九の六から五四九の八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大利蔵五二四の一・五三三から五三五まで・五三八・五三九の一・五四〇の一・四九二・五〇七・五〇八・字森屋ケ谷一〇九三・字井手ケ迫一七六六・一七八三・字坪一七三〇・一七三二・字下栗原二四五二の一・二四五二の六・二四七六・二四七七の一・二四七七の二、字栗原二四八三・字八幡山八六から八八まで・九七・字金坪沖一一六・字松茸山一八一の一（以上九三筆について次の図に示す部分に限る。）、二四七七の二、字栗原二四八三・字八幡山八六から八八まで・九七・字金坪沖一一六・字松茸山一八一の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字長畑山一九八の二、字西ノ奥一七三の一、字中村奥一七八、字下原谷川東一五三九から一五四一まで、字高田五七九一の一・五七九五・五七九六の二・字隠地五三六の一・五三七の一・五四九の二・五四九の三・五四九の六・五四九の七（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑴　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字竹原字尾春一三五の六から一三五の八まで、一四六の一六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾春一三五の六・一四六の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑴　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百二十六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十一月二十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名
107903	松下　隆
409594	内藤　秀美

登録番号	氏名
215112	瀧田　貴夫
409595	中條　充哲
409596	命尾　昌彦
409597	宇野　泰造
409598	伊藤　康史
409599	金井　一夫
409600	佐藤　順一
409601	吉川　恭充
409602	山田　静也
409603	立石　佳誉
409604	中村　雅彦
409605	鈴木　秀俊
409606	本間　潤
409607	田中　秀明
409608	阪本　隆成
409609	笠原　賢一
409610	中井　健太
409611	西野　友浩
409612	岡村　直哉
409613	渋沢　葉月
409614	山本　聡
409615	武田慎一郎
409616	菊池　健治
409617	牟田　裕章

○経済産業省告示第二百二十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十三年十一月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十一月二十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	（変更後）	（変更前）
406669	原　恭子	福田　恭子

○経済産業省告示第二百二十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

平成二十三年十一月二十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

災害名	地域	指定の期間
平成二十三年台風十二号による災害	三重県	
	熊野市	平成二十三年八月二十九日から平成二十四年二月二十四日まで
	南牟婁郡紀宝町	同右
	奈良県	
	南牟婁郡御浜町	同右
	五條市	同右
	吉野郡十津川村	同右
	吉野郡野迫川村	同右
	吉野郡吉野町	同右
	吉野郡天川村	同右
	吉野郡川上村	同右